

# 群馬大学入学試験管理運営規則

平成16.4.1 制定

改正 平成17.4.1 平成18.4.1

平成22.4.1 平成26.4.1

令和2.10.22

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 群馬大学(以下「本学」という。)における入学試験の適正かつ円滑な管理運営を図るため、この規則を定める。

## 第2章 入学試験委員会

(設 置)

第2条 本学に、入学試験に関する事項を総括して処理するため、群馬大学入学試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審 議 事 項)

第3条 委員会は、次の事項を審議し、実施・運営に当たる。

- (1) 入学試験実施に関する基本方針に関すること。
- (2) 大学入試共通テストの実施に関すること。
- (3) 個別学力検査等の実施に関すること。
- (4) 合格者判定の基準に関すること。
- (5) 専門委員の選考方法に関すること。
- (6) その他入学試験に関する重要事項

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 理事のうち学長が指名する者
- (3) 各 学 部 長
- (4) 学生受入センターのアドミッション・コーディネータ
- (5) 各学部の教務委員又は入学試験委員 各2人

(委員の任命、任期等)

第5条 前条第5号の委員は、学部長の推薦により学長が任命する。

- 2 前項の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項の委員に欠員が生じたときは、学部長は、補欠の委員を推薦するものとする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長がこれにあたる。

- 2 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- (議 事)

第7条 委員会は、各学部の委員それぞれ1名以上の出席並びに全委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (委員以外の教職員の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、第10条第1項の専門委員または、その他の教職員を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第9条 委員会に関する事務は、学務部学生受入課において処理する。

### 第3章 入学試験専門委員及び入学試験実施責任者

(専 門 委 員)

第10条 入学試験実施のために、次の専門委員を置く。

- (1) 出題委員
- (2) 査読委員
- (3) 採点委員
- (4) 試解答委員
- (5) 調査書審査委員
- (6) 電子計算機処理委員

2 前項の委員は、委員会の定めた人数に従い、関係学部長の推薦により、学長が任命する。

3 第1項の専門委員の任期は当該年度とし、再任を妨げない。

(入学試験実施責任者)

第11条 各学部に入学試験実施責任者を置き、その学部の学部長をもって充てる。

(雑 則)

第12条 入学試験の実施に関する必要な細目は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月22日から施行する。